

こども誰でも通園制度総合支援システム導入に伴う端末機のリース契約に係る仕様書

1. 契約の内容

- (1) 機器のリース (2 のとおり)
- (2) 機器の導入 (3 のとおり)
- (3) 機器の保守 (4 のとおり)
- (4) リース満了後の機器の撤去・データ消去 (5 のとおり)

2. 機器のリース

(1) 契約期間

契約締結日から令和12年9月12日までとする。

準備期間 契約締結日から令和7年9月12日まで

履行期間 令和7年9月13日から令和12年9月12日まで (60月)

(2) 対象機器

品 名	規 格	数 量
PC	ノート型	19

(3) 機器仕様

別紙1「機器仕様書」のとおり

3. 機器の導入

別紙2「導入仕様書」のとおり

4. 機器の保守

別紙3「保守仕様書」のとおり

5. リース満了後の機器の撤去・データ消去

リース満了後の機器は返還するものとし、落札業者において撤去することとする。

また、保存されているデータが漏洩しないよう、落札業者の責任において消去する。

(1) 作業内容

- ① 機器に貼付されたラベル等の除去
- ② 作業証明書の発行

6. 入札

(1) 入札価格

リース期間を60月として1月あたりの金額を算定し、1ヵ月分のリース料を見積ることとする。(ただし、消費税額及び地方消費税額は含まないこととする。)

なお、リース料の中には、導入に係る経費、保守に係る経費、リース満了後の機器の回収、公租公課、動産総合保険料などの必要な経費をすべて見込むこととする。

7. 入札までに提出する書類

(1) 提出書類

機器が仕様を満たしている旨を記載した機能等証明書とカタログ

(2) 書類提出場所

鹿児島市こども未来局保育幼稚園課

8. 契約の締結

(1) リース料

入札によって決定した金額を1月あたりのリース料とする。

(2) 契約の締結

鹿児島市（以下、発注者という。）と落札業者（以下、受注者という。）は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、リース料及びこの入札仕様書の内容を記載した契約を締結する。

(3) 契約保証金

受注者は、鹿児島市契約規則の免除規定に該当しない場合は、契約保証金を納入しなければならない。

(4) 動産保険への加入

受注者は、契約締結後、自らの負担で、機器を対象とする動産総合保険へ加入し、契約書の写しを鹿児島市こども未来局保育幼稚園課へ提出する。

(5) 信義誠実なる契約履行義務

受注者は、発注者と共に契約の目的を達成するため、契約に定める条項を、信義を重んじ、誠実に履行する。

9. リース料の支払い

(1) 受注者は、発注者に対し当該月のリース料の請求を翌月に行うものとする。

(2) 発注者は、適法な請求書を受領した日から30日以内に受注者に支払うものとする。

10. 障害時連絡先の表示

受注者は、機器に障害時における連絡先のラベルを貼付すること。また、ラベルは発注者が指示する項目を記載すること。

11. 守秘義務

(1) 受注者は、契約履行にあたって知り得た発注者の業務上の秘密を漏らし、又は他の目的に使用してはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

(2) 前項の秘密保持に関する義務は、契約の終了又は解除後も継続するものとする。

12. 秘密情報等の取扱い

受注者は、この契約の履行に際し、秘密情報等の取扱いについては、別記「秘密情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

13. 再委託の制限

受注者は、この契約について、発注者の書面による事前の承諾がない限り、再委託を行ってはならない。受注者は、発注者の書面による事前の承諾を得て再委託を行う際は、当該再委託先等を記載した誓約書を発注者に提出するものとする。但し、如何なる場合であっても、受注者は、当該再委託先の行為について自己の行為と同様の責任を負担するものとする。

1 4．損害賠償

(1) 発注者は、受注者の故意又は重過失によって、発注者へ損害を与えた場合は、その賠償を受注者へ請求できるものとする。

(2) 受注者は、発注者の故意又は重過失によって、機器等に損害を与えた場合は、その賠償を発注者へ請求できるものとする。その場合、動産損害保険で補填された損害については、規定にかかわらず、受注者は発注者へ請求できないものとする。

1 5．業務不履行等による損害

受注者がこの契約に定める義務の不履行又は履行遅延によって、発注者に損害を与えたときは、受注者は、発注者が請求する損害を賠償しなければならない。

1 6．予算の減額又は削除に伴う契約の解除等

(1) この契約は地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約とするため、この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

(2) 発注者は、前項の規定により、この契約を変更又は解除をしようとするときは、2月前までに、受注者に通知しなければならない。

(3) 第1項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責を負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

1 7．契約の解除

(1) 発注者は、前条に定めるもののほか、必要があるときは原則として3か月前に文書によって相手方に通知することにより、この契約を解除することができる。

(2) 発注者又は受注者は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書をもって通知し、この契約を解除することができる。

(3) 前2項の規定により契約を解除する場合のリース料の精算方法及び金額については、発注者と受注者が別途協議の上決定するものとする。

1 8．契約規則の遵守

契約の履行については、この契約に定める事項の外、鹿児島市契約規則によるものとする。

1 9．協議

契約に関して疑義が生じた事項は、発注者と受注者が協議の上定める。

機器仕様書

1.【PC】 数量19台

仕 様 項 目	仕 様 内 訳
ハードウェア機器仕様	
(1)形状	① ビジネスモデル、ノート型
(2)ディスプレイ	① 10.5インチ以上、TFT カラー液晶 ② 1920×1200
(3)CPU	① Core i5-1335U 以上
(4)メインメモリ	① 8GB 以上
(5)ハードディスク装置	① 容量 256GB 以上
(7)LAN	① 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T ポート×1 以上 ※別途アダプターによる代替可
(8)マウス	ワイヤレス
(10)インターフェイス	① USB2.0 以上を 2 ポート以上内蔵 ※別途アダプターによる代替可
(11)音源/サウンド	① モノラル又はステレオスピーカー内蔵
(12)環境配慮事項	① グリーン購入法への対応 ② 国際エネルギースタープログラムへの対応
ソフトウェア仕様	
(1)OS	① Windows 11 Pro 正規版
(2)統合型ソフト	① Office LTSC Standard 2024
(5)その他	端末機を固定するセキュリティワイヤーを付属すること
ライセンス仕様	
(1)ウイルス対策ソフト	① Trend Micro Reliable Security License Client/Server Suite Premium
(2)生体認証ソフト	① AuthConductor Client V2
(3)デバイス制御ソフト	① LanScopeCat (操作ログ管理及びデバイス制御)

導入仕様書

(1) 機器の導入

① ハードウェアの選定

導入時点で動作保証のとれた機種（中古機器は除く）を選定すること。

② ソフトウェアの導入

鹿児島市指定のソフトウェアのうち、導入時点で動作保証のとれた最新バージョンを導入すること。

③ PCの設定

1. Windows 11 Pro のインストール

2. ユーザーアカウントの設定（管理者権限及び利用者権限）

3. ネットワークの設定（IP アドレス等も含む。）

4. 【必要に応じて】プリンタドライバの導入（既存プリンタを今回導入の端末で利用するための設定含む）

5. 以下のシステム、プログラム等の端末への導入（詳細については、事前に発注者と要協議）

ア Microsoft Office のインストール

イ Adobe Reader のインストール

ウ ウイルス対策ソフト、生体認証ソフト及びデバイス制御等ソフトの設定

④ 設置作業および動作確認

機器の設定調整後、担当者立会いのもと、動作試験を行うこと。また、帳票を出力して正しくない場合は、責任を持って調整をし、正しく出力させること。

1. 指定する場所への設置

2. 既設機器の移設（別途指示する指定場所へ）

3. プリンタの印刷確認（各種帳票印刷、両面印刷）

⑤ 設置場所

設置場所	台数（台）
保育幼稚園課（利用調整係）	11
保育幼稚園課（企画係）	1
伊敷福祉課	1
吉野福祉課	1
桜島保健福祉課	1
吉田保健福祉課	1
喜入保健福祉課	1
松元保健福祉課	1
郡山保健福祉課	1

⑥ その他

設置場所、ID、IP アドレスを記した機器ごとの一覧表と設定内容等の報告書を発注者へ提出すること。

保守仕様書

1 障害対応と復旧作業

契約期間中、受注者は、発注者から機器が故障した旨の連絡を受けたときは、詳細な原因調査を行うとともに、必要な修理や部品交換を行う。

2 ハードウェアの障害

正常な使用を行っているにもかかわらず発生したハードウェア障害については、以下の（１）～（７）の場合を除き、保守依頼日から原則として翌営業日以内に復旧させることとし、復旧できない場合は、リース機器と同一機種又は同等以上の性能を有する代替機を必要期間貸与すること。

ただし、リース機器と異なる機種を代替機とする場合は事前に発注者と協議すること。

また、機器の欠陥により修復不能な障害（リコールに相当するような重大な障害）が発生した場合は当該全機種の保守又は交換を行うこと。

また、障害が続いたときなどには発注者からの要求により、非定期的な保守を実施するものとする。（平日午後５時１５分以降に行うこと。）

なお、ハードウェアの保守及び代替機の貸与に必要な全ての経費（部品代、技術料、出張料及び送料等）はリース料に含むものとする。

※ハードウェアの障害における保守サービスの適用除外

- （１）天災、火災その他不測の事故による障害
- （２）使用者の過失（水濡れ、落下、破壊行為）に起因した障害
- （３）受注者に許可なく加工、改造を行ったことに起因した障害
- （４）コンピュータウイルスの感染に起因した障害
- （５）ハードウェア障害に伴うデータの破損
- （６）機能に影響のない汚れ、キズ
- （７）初期不良を除く消耗品の故障

3 ハードウェアの定期交換部品

ハードウェアの定期交換部品を交換するために必要な全ての経費（部品代、技術料、出張料及び送料等）はリース料に含むものとする。

4 保守期間

導入後リース期間満了日まで保守を行うこと